

令和8年度 第3回人事委員会議事録

一 日 時 令和8年5月28日(木) 午後3時から4時30分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- 1 人事委員 委員長 中本久美子
委員 細田耕治
委員 中島諒人
- 2 事務局職員 事務局長 丸山真治 次長兼給与課長 灘尾幸三
任用課長 湯ノ口修 係長 安藤美奈子
係長 尾崎結子 係長 前田智大
主事 玉手満太郎
- 3 傍聴者 なし

※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて執務室から呼び出す形で対応

四 議 題

- 議案第1号 令和8年度鳥取県職員採用試験(民間企業等経験者対象:春試験)の第1次試験合格者の決定について
- 議案第2号 選考により採用する職に係る承認について(船舶乗組員)
- 議案第3号 選考により採用する職に係る承認について(作業療法士)
- 議案第4号 選考により採用する職に係る承認について(文化財主事)
- 議案第5号 選考により採用する職に係る承認について(医療技術職)
- 議案第6号 令和8年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度:秋試験)の実施について
- 議案第7号 令和8年度鳥取県職員採用試験(民間企業等経験者対象:秋試験)の実施について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第2号から第7号は公開、議案第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

令和8年度鳥取県職員採用試験(民間企業等経験者対象:春試験)の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

選考により採用する職に係る承認について(船舶乗組員)、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から下記のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

記

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
船舶乗組員 (航海士)	1名	今後の職員の退職等を勘案し、当該職種の職員を採用する必要があるため。

2 採用予定日

令和9年4月1日

※ただし、任用候補者の資格取得状況により、それ以前に採用する場合もあり得る。

3 配属先及び職務内容

(1) 配属先 境港水産事務所、水産試験場又は栽培漁業センター

(2) 職務内容

- 船上での操船及び見張り、無線通信
- 船体及び航海機器の保守点検
- 漁業取締又は調査・試験操業に係る漁労作業
- 炊事など船内での生活に関わる業務

※業務によっては夜間における出勤や数日間海上に留まって調査活動を行う。

4 能力実証の方法

知事部局において選考試験を実施

(1) 受験資格

ア 年齢要件

昭和51年4月2日以降に生まれた人（50歳以下）

イ 資格・免許

職種	資格・免許
船舶乗組員 (航海士)	船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条に規定する1級から6級までのいずれかの海技士（航海）及び電波法施行令第2条に規定する第1級海上特殊無線技士の免許を有する人又は令和9年4月1日までにこの免許を取得する見込みの人

(2) 選定方法

- ・ 専門試験 職務遂行に必要な専門的知識についての筆記試験
※出題分野：航海、運用及び法規に関する科目
- ・ 適性検査 職務遂行に関する適性についての検査
- ・ 人物試験 個別面接による専門知識、人物についての口述試験

(3) 試験実施スケジュール（予定）

- 5月29日（金） 募集開始
- 7月 3日（金） 募集〆切
- 7月12日（日） 試験日
- 7月22日（水） 合格発表

5 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

【質疑等】

委員 : 受験対象者へはどのような方法で案内されるのか。

事務局 : 大学・学校や関係機関へ通知を发出等している。

事務局 : その他、任命権者の資料によると、県立ハローワーク等での周知を行うとのこと。

委員 : ほとんどの受験案内の採用予定時期の欄に記載されている「原則として、令和9年4月1日を予定していますが、採用候補者と調整の上、決定します。」の意図は、前倒し採用を見込んでということだと思うが、国語的に、後ろ倒し（例えば令和9年5月に採用）の可能性もあると取れないか。そういった場合は想定されるのか。

事務局 : 基本は前倒しだが、実際のところ、現職で4月に退職できない方等の後ろ倒し採用もありうる。

委員 : では、記載に問題はない。

委員：選考により採用する職であっても、面接はあるのか。

事務局：ある。各任命権者で実施する。

◇議案第3号

選考により採用する職に係る承認について（作業療法士）、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から下記のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

記

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
作業療法士	1名	今後の職員の退職等を勘案し、当該職種の職員を採用する必要があるため。

2 採用予定日

令和9年4月1日

※ただし、任用候補者の資格取得状況等により、それ以前に採用する場合もあり得る。

3 配属先及び職務内容

(1) 配属先

総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園等

(2) 職務内容

- ・ 肢体不自由、運動発達遅滞及び発達障がい児等の作業療法（外来、通所、入院、入所、在宅）
- ・ 利用者のリハビリテーション、療育（園、学校、デイサービス等）の支援、指導 等

4 能力実証の方法

知事部局において選考試験を実施

(1) 受験資格

ア 年齢要件

昭和61年4月2日以降に生まれた人（40歳以下）

イ 資格・免許等

理学療法士及び作業療法士法第3条に規定する作業療法士の免許を有する人又は令和9年3月31日までに行われる国家試験によりこの免許を取得する見込みの人。

(2) 選定方法

- 基礎能力試験 職務に共通して求められる基礎的な能力についての筆記試験（テストセンター方式）
- 適性検査 職務遂行に関する適性についての検査
- 専門試験 職務遂行に必要な専門知識についての筆記試験
- 人物試験 個別面接による人物、専門知識についての口述試験

5 試験実施スケジュール（予定）

6月19日（金） 募集開始

7月24日（金） 募集〆切

8月9日（日） 試験日

8月21日（金） 合格発表

6 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇議案第4号

選考により採用する職に係る承認について（文化財主事）、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から下記のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

記

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
文化財主事 (埋蔵文化財担当)	1名	今後の職員の退職等を勘案し、当該職種の職員を採用する必要があるため。
文化財主事 (民俗文化財担当)	1名	今後の職員の退職等を勘案し、当該職種の職員を採用する必要があるため。

2 採用予定日

令和9年4月1日

※ただし、任用候補者の資格取得状況等により、それ以前に採用する場合もあり得る。

3 配属先及び職務内容

(1) 配属先 地域社会振興部文化財局、埋蔵文化財センター、青谷かみじち史跡公園、むきばんだ史跡公園等

(2) 職務内容

文化財の保存や活用に関する調査や事業の企画立案、市町村・文化財所有者への助言、補助金事務等文化財行政に関する業務

ア 埋蔵文化財担当

考古学に係る知識等を活かした埋蔵文化財の保存・活用、青谷上寺地・妻木晩田両史跡等の史跡整備や事業の企画立案、埋蔵文化財の発掘調査等調査・研究を行う専門的な業務等

イ 民俗文化財担当

民俗学に係る知識等を活かした民俗文化財の保存・活用、修理や管理、調査・研究を行う専門的な業務等

4 選定方法

知事部局において選考試験を実施

(1) 受験資格

ア 年齢要件

平成3年4月2日以降に生まれた人（35歳以下）

イ 資格・免許等

(ア) 埋蔵文化財担当

大学又は大学院で考古学を専攻して卒業（修了）した人又は令和9年3月31日までに卒業（修了）見込みの人

(イ) 民俗文化財担当

大学又は大学院で民俗学その他これに類する科目を専攻して卒業（修了）した人又は令和9年3月31日までに卒業（修了）見込みの人

(2) 選定方法

○基礎能力試験 職務に共通して求められる基礎的な能力についての筆記試験（テストセンター方式）

○専門試験 文化財主事に必要な専門知識についての筆記試験

※出題分野

埋蔵文化財担当：考古学、歴史学等に関する知識、文化財保護制度に関する知識

民俗文化財担当：民俗学、歴史学等に関する知識、文化財保護制度に関する知識

○適性検査 職務遂行に関する適性についての検査

○人物試験 個別面接による人物、専門知識についての口述試験

5 試験実施スケジュール（予定）

- 6月19日（金） 募集開始
- 7月24日（金） 募集〆切
- 8月 9日（日） 試験日
- 8月21日（金） 合格発表

6 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

【質疑等】

- 委員：細かいところで恐縮だが、受験案内によって「令和8年度（試験を実施する年度）」「令和9年度（採用する年度）」と違いがあるのはどうしてか。
- 事務局：書きぶりについては、各任命権者に統一するようお願いしている。今年度からは採用候補者名簿の期間を5年間に延ばしたこともあり、人事委員会事務局の実施する試験は「令和8年度（試験を実施する年度）」としている。任命権者が「令和9年度（採用する年度）」としているのは、採用年度を強調したい意図があることが考えられる。

◇議案第5号

選考により採用する職に係る承認について（医療技術職）、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県営病院事業管理者から下記のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

記

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
薬剤師	1名程度	令和8年度末退職予定の職員の補充（中央病院1名）

2 採用予定日

令和9年4月1日

※欠員等の状況によっては、それ以前に採用する場合もある。

3 選定方法

病院局において選考試験を実施

(1) 受験資格

ア 年齢要件

昭和42年4月2日以降に生まれた者（59歳以下）

イ 資格・免許

職種	資格・免許
薬剤師	薬剤師法（昭和35年法律第146号）第2条に規定する薬剤師免許を有する者又は令和9年4月30日までに同免許を取得する見込みの者

(2) 試験内容

専門試験（専門的知識及び思考力、表現力などの能力についての論文試験）及び面接試験（個別面接による人物、専門的知識についての口述試験）の成績により合格者を選考

(3) 試験実施スケジュール（予定）

- 6月12日（金） 募集開始
- 7月10日（金） 募集〆切
- 7月25日（土） 試験日
- 8月26日（水） 合格発表

4 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇議案第6号

令和8年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度：秋試験）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

標記の採用試験を、下記のとおり実施する。

記

1 概要

(1) 募集職種・採用予定者数

職 種		採用予定者数
事 務	キャリア総合コース	6名程度
社会福祉	福祉コース	2名程度
	農 業	1名程度
	林 業	2名程度
土 木	キャリア総合コース	8名程度
	建 築	1名程度
	警 察 行 政	1名程度
	計	20名程度

(2) 受験資格

ア 年齢等

(ア) 事務、警察行政

- ① 平成3年（1991年）4月2日から平成17年（2005年）4月1日までに生まれた人
- ② 平成17年（2005年）4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人若しくは令和10年3月31日までに卒業する見込みの人又は鳥取県人事委員会がこれらと同等の資格があると認める人
※②に該当する人のうち、令和9年4月1日以降に大学を卒業する見込みの人は、9月27日（日）に実施予定の高校卒業程度試験は併願不可。それ以外の人は、9月27日（日）に実施予定の高校卒業程度試験は受験不可。

(イ) 土木、建築

- ① 昭和61年（1986年）4月2日から平成17年（2005年）4月1日までに生まれた人
- ② 平成17年（2005年）4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人若しくは令和10年3月31日までに卒業する見込みの人又は鳥取県人事委員会がこれらと同等の資格があると認める人
- ③ 平成17年（2005年）4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等専門学校又は短期大学を卒業した人（令和9年3月31日までに卒業する見込みの人を含む）
※②に該当する人のうち、令和9年4月1日以降に大学を卒業する見込みの人は、9月27日（日）に実施予定の高校卒業程度試験は併願不可。それ以外の人は、9月27日（日）に実施予定の高校卒業程度試験は受験不可。
※③に該当する人は、9月27日（日）に実施予定の高校卒業程度試験との併願不可。

(ウ) その他の職種

- ① 昭和61年（1986年）4月2日から平成17年（2005年）4月1日までに生まれた人
- ② 平成17年（2005年）4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人若しくは令和10年3月31日までに卒業する見込みの人又は鳥取県人事委員会がこれらと同等の資格があると認める人
※②に該当する人のうち、令和9年4月1日以降に大学を卒業する見込みの人は、9月27日（日）に実施予定の高校卒業程度試験は併願不可。それ以外の人は、9月27日（日）に実施予定の高校卒業程度試験は受験不可。

イ 資格・免許等

社会福祉には、職種に係る資格・免許等が必要。

ウ 国籍

日本国籍を有しない人にあつては、就労に制限のない在留資格を取得しているか、令和9年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。ただし、警察行政は日本国籍が必要。

(3) 試験内容

ア 事務（キャリア総合コース）

試験種目	内 容
第1次試験	基礎能力試験 [多肢選択式・・・70分] 職務に共通して求められる基礎的な能力についての筆記試験（SPI3（基礎能力のみ））
	アピールシート試験 [90分] 自身を採用するメリット、そのメリットに関連する自身の強みが発揮された経験等のテーマで出題 ※事前提出ではなく、第1次試験当日に試験会場で記入。
	適性検査 職務遂行に関する適性についての検査
第2次試験	人物試験 集団討論及び個別面接による人物についての口述試験

(注) 配点は第1次試験200点、第2次試験600点。

また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。（第1次試験合格者のみ判定。）

なお、アピールシートは、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用するとともに、人物試験において記載内容をアピールしてもらう。

イ 技術・専門職（土木（キャリア総合コース）を除く）

試験種目	配点	内 容
第1次試験	専門試験 300点	[多肢選択式・・・30問 2時間] 必要な専門的知識についての筆記試験 ※社会福祉は1時間30分
	論文試験 120点	[1問 1時間] 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
	適性検査 -	職務遂行に関する適性についての検査
第2次試験	人物試験 600点	集団討論及び個別面接による人物、専門的知識についての口述試験

(注) 第1次試験で実施する論文試験の評価は第2次試験で行う。（第1次試験合格者のみ採点。）

また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。（第1次試験合格者のみ判定。）

ウ 土木（キャリア総合コース）

試験種目	内 容
第1次試験	基礎能力試験 [テストセンター方式] 職務に共通して求められる基礎的な能力についての筆記試験（SPI3）
	専門性確認シート試験 有用な専門的な知識や経験などについての筆記試験
	性格検査 職務遂行に関する適性についての検査（SPI3）
第2次試験	人物試験 集団討論及び個別面接による人物、専門的知識についての口述試験

(注) 配点は第1次試験200点、第2次試験600点。

専門性確認シートは、基礎能力試験の受験期間中に提出が必要。

また、専門性確認シートは、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用する。

第1次試験で実施する性格検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。

エ 警察行政

試験種目		配点	内 容
第1次試験	教養試験	150点	[多肢選択式…40問 1時間30分] 公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験
	論文試験	200点	[1問 1時間] 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
	適性検査	—	職務遂行に関する適性についての検査
第2次試験	人物試験	500点	個別面接による人物についての口述試験

(注) 警察行政の第2次試験は、警察本部に委任して実施。

第1次試験で実施する論文試験の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ採点。)

また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)

なお、第1次試験で実施する論文試験は、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用する。

(4) 試験日程

受付期間		8月24日(月)午前9時～9月25日(金)午後5時 ※原則としてインターネットによる申込とする。	
第1次試験	試験日	土木(キャリア総合コース)以外 10月18日(日)	土木(キャリア総合コース) 10月9日(金)～10月26日(月) のうち受験者が選択する日
	試験会場	土木(キャリア総合コース)以外 鳥取会場：鳥取県庁 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟 東京会場：ビジョンセンター田町 大阪会場：大和大学	土木(キャリア総合コース) テストセンター等
	合格者発表	11月6日(金)(予定)	
第2次試験	試験日	警察行政以外 11月中旬～11月下旬のうち指定する1日(予定)	警察行政 11月27日(金)(予定)
	試験会場	警察行政以外 鳥取県庁	警察行政 鳥取県警察本部
	採用候補者発表	警察行政以外 12月上旬(予定)	警察行政 12月14日(月)(予定)

(5) その他

- ・採用候補者名簿は、名簿確定の日から原則として5年間(警察行政は2年間)有効とする。
- ・(3)及び(4)の内容は、申込状況等により一部変更することがある。

2 広報

以下のとおり積極的な広報を実施し受験者確保をはかる。

- ・受験案内を作成、県の機関等で配布
- ・ホームページ掲載
- ・SNS(LINE、X(旧Twitter)、Facebook、Instagram)、メールマガジン送信
- ・新聞(地元紙)広告
- ・報道機関への資料提供
- ・求人サイトへ求人情報掲載
- ・大学へ求人情報提供
- ・関係機関に協力を要請 など

【質疑等】

- 委員：今回から大学3年生に受験資格を広げているが、専門試験の内容を3年生向けにするというわけではないということか。
- 事務局：試験のレベルを下げることはしない。
- 委員：土木のみ他の職種と異なりテストセンター方式とするということか。
- 事務局：受験者確保のため、テストセンター方式としている。
- 委員：実際に実施してみて、出てきた課題等を次年度につなげていってほしい。

◇議案第7号

令和8年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象：秋試験）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

標記の試験を、下記のとおり実施する。

記

1 試験の概要

(1) 試験の目的

公務部門に民間等の知識・経験を導入し、新たな業務増や政策課題等に対応するとともに、組織・人事の活性化を図る。

(2) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
事務（民間企業等経験者対象）	6名程度
土木（民間企業等経験者対象）	4名程度

(3) 受験資格

ア 年齢

昭和42年（1967年）4月2日以降に生まれた人であること。

イ 資格・職務経験等

(ア) 事務（民間企業等経験者対象）

民間企業等（公的団体を含む。）における職務経験を通算して5年以上有している人

- ①「職務経験」は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、社員等として1つの民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業（1週間の労働時間数が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね3/4以上の就業）した期間が該当し、職務内容は問わない。
- ②1年以上継続した職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができる。
- ③1年未満の職務経験は通算できない。ただし、雇用期間1年未満の雇用契約が更新されることにより、同一の民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業した場合は、その期間を「1年以上継続して就業した期間」として取り扱う。
- ④上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の途中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなす。

(イ) 土木（民間企業等経験者対象）

次のa、bのいずれも満たす人

- a 民間企業等（公的団体を含む。）における公共工事の設計又は監督の職務経験を通算して3年以上有している人
 - ①公共工事は国又は地方公共団体に関する工事に限る。
 - ②「職務経験」は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間の、設計又は監督をした公共工事の契約期間が該当する。ただし、離職等により契約期間の一部において設計又は監督をした場合は、その期間とする。
 - ③職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができる。
 - ④「職務経験」は、社員等として1つの民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就

業（1週間の労働時間数が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね3/4以上の就業）した期間に限る。

⑤雇用期間が1年未満の職務経験は通算できない。ただし、雇用期間1年未満の雇用契約が更新されることにより、同一の民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業した場合は、その期間を「1年以上継続して就業した期間」として取り扱う。

⑥上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の途中で開始又は終了した場合は、その月は算入するものとする。

b 次のいずれかの資格等を有している人

①土木施工管理技士（1級又は2級）

②技術士（建設部門 / 上下水道部門 / 農業部門 / 森林部門 / 水産部門 / 応用理学部門 / 総合技術監理部門のいずれかに限る。）

③RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋 / 港湾及び空港 / 電力土木 / 道路 / 上水道及び工業用水道 / 下水道 / 農業土木 / 森林土木 / 都市計画及び地方計画 / 地質 / 土質及び基礎 / 鋼構造及びコンクリート / トンネル / 施工計画、施工設備及び積算 / 水産土木 / 建設情報のいずれかに限る。）

④国又は地方公共団体の職員として上記aの職務経験を有する

ウ 国籍要件

日本国籍を有しない人は、就労に制限のない在留資格を取得しているか、令和9年3月31日までに取得見込みであること。

(4) 試験内容

試験種目	職種	配点	内 容
第1次試験	基礎能力試験	全ての職種	100点 [テストセンター方式] 公務員として必要な一般的な文章読解、数的処理、論理的思考等の基礎能力、人文・社会、自然に関する一般知識、基礎英語についての筆記試験
	アピールシート試験	全ての職種	120点 ①職務経験・技能、成果等、②経験等の県政への活用の2つのテーマで出題。
第2次試験	人物試験	事務	600点 個別面接による人物についての口述試験 民間企業等における経験の有用性等についての口述試験
		土木	
適性検査	全ての職種	—	[WEB受検] 職務遂行等に関する適性についての検査

(注) アピールシートは基礎能力試験の受験期間中に提出が必要。

また、アピールシートは、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用するとともに、人物試験において記載内容をアピールしてもらう。

(5) 試験日程

受付期間		8月7日(金) 午前9時～9月15日(火) 午後5時 ※原則としてインターネットによる申込とする。
第1次試験	試験日	10月2日(金)～10月19日(月)のうち受験者が選択する日 (アピールシートはこの期間中に提出)
	試験会場	テストセンター
	合格者発表	11月6日(金) (予定)
第2次試験	試験日	12月上旬～12月中旬のうち指定する1日(予定)
	試験会場	鳥取県庁
	採用候補者発表	12月中旬(予定)

(6) その他

(4) 及び (5) の内容は、申込状況等により一部変更することがある。

2 広報

以下のとおり積極的な広報を実施し受験者確保をはかる。

- ・受験案内を作成、県の機関等で配布
- ・ホームページ掲載
- ・SNS（LINE、X（旧 Twitter）、Facebook、Instagram）、メールマガジン
- ・報道機関への資料提供
- ・求人サイトへ求人情報掲載
- ・関係機関に協力を要請 など

【質疑等】

委員：職務経験年数を3年に設定しているのは何か理由があつてか。

事務局：一般職とは違い、技術職は専門的などところがあるため、短めの経験年数としている。

委員：土木職の人材不足を踏まえると、要件を厳格にせずに関口を広くとる方法もあるのでは。例えば特定の工事の施工経験がある場合等は3年に満たなくてもよいなど。

事務局：工事のレベル感を要件に持ち込んでしまうと、申請の審査が難しくなってくる。

ただ、人材不足の折、「3年」という要件を必要とすることについては、次年度に向けて、任命権者とも話をしてみたい。

委員：ほかの試験との兼ね合いもあるかもしれないが、要件を2年等にして、面接で人柄を見ていくという方法もあるかと思う。

委員：「資格・職務経験」のエビデンスは確認するのか。

事務局：採用候補者決定後、資格の写しを提出いただくほか、職務経験については面接前に確認する。

六 次回人事委員会の開催

令和8年6月18日（木）午前10時00分から開催することとした。